

十カ協議会だより

実施状況調査の結果が まとまりました

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、毎年五月一日現在の学童保育の実施状況を調査しています（全国すべての市町村（特別区を含む）、以下同）一七四二市町村を対象とする悉皆調査。この調査では、「放課後児童健全育成事業」を対象としており、ビジネスとして企業や個人が開設する「民間の学童保育」は含まれていません。二〇二四年度もすべての市町村から回答をいただきました。調査結果の概要を報告します。

◆学童保育数は二万四五三六か所「支援の単位」数は三万七〇九四でした（前年比、学童保育数四三増、「支援の単位」数二〇〇増）。少子化や学校の統廃合などの影響で、施

設数・「支援の単位」数を減らした地域も見られました。

◆入所児童数は一四六万五二四人でした（前年比六万一〇九四人増）。これは公立小学校に通う一年生から三年生のうちの四割が、学童保育に通っている計算になります。また、どの学年でも入所児童数が前年比で増加しています。一方、利用継続を希望しているにもかかわらず、整備が追いつかないことから、小学二年生でも入所できなくなっている地域もあります。

また、「子どもが学童保育に行きたがらない」「指導員の対応、保育内容に不満がある」など、年度途中の退所、学年が上がる際に利用継続を希望しない家庭が少なからずあることも否めません。全国連協に寄せられる相談には、「子どもが指導を受け入れない・事業者の方針とあわ

入所児童数の規模（「支援の単位」数）

児童数	2023年	児童数	2024年	増加数・前年比
1人-19人	2,779 (7.7%)	1人-10人	751 (2.0%)	▲ 27 (99.9%)
		11人-20人	2,454 (6.6%)	
20人-30人	7,482 (20.8%)	21人-30人	6,832 (18.4%)	
31人-35人	5,427 (15.1%)	31人-40人	12,284 (33.1%)	
36人-40人	6,660 (18.5%)			
41人-45人	5,070 (14.1%)	41人-50人	8,474 (22.8%)	
46人-55人	4,718 (13.1%)	51人-60人	3,393 (9.1%)	
56人-70人	2,714 (7.5%)	61人-70人	1,469 (4.0%)	
71人-100人	944 (2.6%)	71人-100人	1,103 (3.0%)	193 (115.5%)
101人-150人	195 (0.5%)	101人-150人	223 (0.6%)	
151人以上	105 (0.3%)	151人以上	111 (0.3%)	
合計	36,094	合計	37,094	

ないことを理由に退所を求められた例もありました。

この背景には、子ども集団の規模の上限を大幅に超えて大規模化した

学童保育で、子ども一人ひとりがやりたいことを実現できなかったり、指導員が子どもへの声や思いを十分にくみ取れていなかったり、ときには威圧的な態度で子どもに接することもあるなど、子どもの安全・安心な生活が守られていない実態があることも推察されます。

しかし自治体が、年度途中の退所あるいは学年が上がる際に利用継続を希望しない場合があることを見越して、学童保育の新設や分割、質の向上に消極的になっている様子もみられます。

中途退所の問題については、学童保育を必要とする子どもが通いつづけられない実態を改善するための課題が含まれていることへの気づきと、保育の質を向上させるための方策が必要です。

◆子ども集団の規模については、国が「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」で示した「四〇人以上」の「支援の単位」は全体の約六割でした。かねてより私

たちは、大規模化した学童保育では、「事故やケガが増える」「ごさいなことではけんかになる」「中途退所が増える」ことなどを指摘してきました。調査結果を見ると、必要な所数・支援の単位数は増加しておらず、各学童保育がむしろ大規模化している様子がかがえます。

◆申し込みをしても入所できない子どもたちは「待機児童」と呼ばれています。今回の調査で把握できた待機児童数は一万七千三百七十七人でした。二〇一五年、国が学童保育の集団の規模や定員などについての基準を定めましたが、入所に制限を設けていない施設や市町村もあり、市町村が実態を把握できていないことも推測されます。

◆都道府県別にみると、待機児童数が少なくても、七人以上の「支援の単位」の割合が高い場合もあり、そうしたところでは、子どもたちがたいへん厳しい状況のなかで生活していることが推察されます。

◆全体に占める割合として、民間

企業運営が大幅に増加しています。公営の学童保育を民間委託するほかに、地域運営委員会や父母会・保護者会運営の学童保育が民間企業による運営に切り替えるところも出てきています。なかには、「市町村は委託先の保育内容を指導したり、職員の人事に関与したりする立場にない」、質の向上のために欠かせない研修等も「委託先にすべてを任せている」と認識しているところもあります。

市町村が実施する責任を持つ事業を事業者に依頼して運営することですので、これは誤った認識です。ある市町村では、これまで公営で運営していた学童保育を「新設の学童保育は民間委託」することの方針により委託を進めています。学童保育現場を熟知している地方公務員が、委託先の保育と運営についても保育観察を行い、職員からの相談も受ける仕組みを設けています。

◆開設場所は、学校施設内が全体の

半数を越えています。地域にある公共施設も活用され、全体として八割近くの学童保育が公的施設で実施されています。毎日の「生活の場」にふさわしい施設として、子どもたちの年齢や発達に応じたさまざまな活動内容に対応できる広さ・設備が必要で、「学校施設の一時的な利用（タイムシェア）」が導入された現場からは、子どもの受け入れまでの準備に時間がかかること、原状復帰が必要であること、子どもたちの室内での過ごし方に制限があることなど、さまざまな弊害、課題が生まれていることが寄せられています。「タイムシェア」では、子どもに安定して継続した日々の「生活の場」を保障することができません。

* * *

社会の関心は「待機児童」「小一の壁」に集まりがちですが、子どもが必要とする期間、学童保育に通いつづけられることが、保護者の就労保障のためにも必要です。子どもが「ここは自分の居場所」

と実感できるための要素の一つとして、「子ども集団の規模」「指導員の存在・関わり」があります。「子どもの権利条約」が日本で批准されてから三〇年。いまでは社会全体で、「子どもの声を聴く」ことの大切さがうたわれるようになりました。二〇二三年四月にこの家庭庁が創設され、子ども政策に注目が集まるなかで、学童保育の生活全般に関わる保育の質の底上げが強く求められます。

国は学童保育の待機児童の受け皿として、文部科学省が所管する学習支援や体験活動の場である「放課後子供教室」や自治体独自の放課後の居場所事業の活用も選択肢としていますが、「子どもの権利条約」第一八条三項に定められているように、「保護者が働いている子ども」「保育を必要とする子どもたち」のための施策が守られることが必要です。

学童保育では、一年間の継続した生活、小学一年生から六年生までの

子どもの発達・特性を把握した関わりが必要で、指導員には、一人ひとりの子どもを理解する専門職としての力量が求められます。そのためにも、子どもと直接関わることに加えて、記録を記し、これを活用して関わりをふり返ること、職員間の打ちあわせなどを通じて子ども観・保育観の相互理解を図る必要があります。一人ひとりの子どもへの指導員の理解や関わりは、学童保育の場や雰囲気にも大きく作用します。保護者から、「わが子が学童保育で受けとめられていると実感でき、安心して働きつづけられました」という言葉が聞かれたとき、学童保育はその役割を果たすことができたとと言えるのではないのでしょうか。

二〇二五年二月十七日、厚生労働省内の厚生労働記者会で今年度の調査結果の記者発表を行いました（資料は全国連協のホームページ参照）。今後、在京の民放ラジオ局、全国の地方紙にも報道発表資料を送付する予定です。

||||| スポットワークによる 職員採用の考え方につ いて

二〇二四年夏に、スポットワークによる職員採用が行われていることが報道され、国が発表した「放課後児童対策パッケージ二〇二五」では、「ごもとの安定的・継続的な関わり」という観点から懸念があることをふまえ、その活用についての考え方を整理し、「周知する」との考えが示されていました。

二〇二五年二月一日付で、ごも家庭庁成育局成育環境課長通知「放課後児童クラブにおけるスポットワーク（いわゆるスキマバイト）による職員採用の考え方について」が発出されました。国の定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラブ運営指針」にもふれ、つぎのように注意喚起しています。

「ごもとの安定的・継続的な関わりが重要であるという観点から

は、放課後児童支援員及び補助員について、一〜二日程度の短期の雇用を、長期かつ継続的に繰り返すことは、放課後児童クラブの運営に当たって、望ましくないものと考えています。」

* * *

現場からは、「職員募集しても応募がない」など、職員体制が厳しく、余裕がない人員でシフトを組んでいるという現状も聞こえてきます。しかし、不特定多数の職員が入りするという状況は、虐待などの不適切な行為の発生を防ぐという観点からも、個人情報等を適切に取り扱い、プライバシーを保護するという観点からも、大きな問題があります。

今回、ごも家庭庁はスポットワークによる職員採用についてのスタンスを「望ましくない」と明確にしました。今回の通知を活用し、運営者や行政・議会に対して、指導員の育成・定着に向けた働きかけをづけましょう。